

第 17 号議案

足立区社会福祉法人設立認可審査会条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区社会福祉法人設立認可審査会条例

(設置)

第 1 条 足立区における社会福祉法人の認可に係る審査を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区社会福祉法人設立認可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 32 条の規定による審査に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、審査に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 審査会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 6 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委

員が、その職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第6条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区社会福祉法人設立認可審査会	日額 21,000円
------------------	------------

(提案理由)

足立区社会福祉法人設立認可審査会を設置するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。